

実例解説! ^{これが}電子マネー詐欺の手口だ!



(最近の実例1) 氷見市内で電子マネー125万円の被害が発生!

令和2年1月、Aさんの携帯電話に『通販サイトの利用料金の精算確認が取れていません。』旨のメールが届き、メールに記載の連絡先に電話したところ、対応した男から『未払いを放置するとブラックリストに載る。電子マネーで15万円支払えば弁護士と話をし、後日14万8千円は返金する。』などと言われ、氷見市内の複数のコンビニで計15万円分の電子マネーを購入、電子マネーカードに記載された個別番号を伝えたのを皮切りに、その後も別のサイト料金や裁判費用名目で請求され続け、氷見、高岡、射水市の複数のコンビニにおいて計110万円分の電子マネーを購入し、合計125万円もの被害に遭った。

(最近の実例2) 南砺市内で電子マネー61万円の被害が発生!

令和2年1月、Bさんの携帯電話に『宝くじに当選した。2億円を受け取れる。』旨のメールが届いた。添付のサイトを開くと『当選金受取り審査のため費用が必要。』などと連絡があり、これを信じたBさんは、南砺、小矢部、高岡市などの複数のコンビニにおいて合計61万円もの電子マネーを購入して個別番号を犯人に伝えてしまった。

ポイント1 犯人からの連絡手段



実例のように、電子マネー詐欺は突然送られてくる「サイトの登録料金が未納」「高額当選」などのメール(SMS)がきっかけとなっています。



ポイント2 犯人からの指示(購入場所・交付方法)

犯人は、電子マネーの購入場所として「コンビニ」を指示するケースが最も多くなっています!そして、電子マネーカード裏面に書かれた「カードの個別番号」を伝えるように指示してきます!また、一度に高額な電子マネーを購入するとコンビニ店員に怪しまるため、少額に分けて、複数店舗で購入するよう指示してきます!



ポイント3 繰り返される請求(被害)



電子マネー詐欺は、1度お金を支払ってしまうと「他にも未納料金があった」と、繰り返し請求され、次第に高額請求となっていきます!

注意 身に覚えのない「メール」に書かれた電話番号に連絡したり、添付のサイトを開かない!

注意 「コンビニで支払え」や「カード番号を伝える」は詐欺です。注意してください!

注意 繰り返しお金を請求された場合は、一旦冷静になり、警察や周りの人に相談しよう!



作成元
富山県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係
電話:076(441)2211(代表)



「だまされんちゃ!」
YOUTUBEでも
絶賛公開中!!